

## 宇都宮市議会議員の議員報酬，費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宇都宮市議会議員の議員報酬，費用弁償等に関する条例(昭和42年条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

- 4 議長，副議長及び議員の議員報酬の額は，令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間，第2条の規定にかかわらず，同条に規定する額からそれぞれ当該額の100分の5に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は，令和2年7月1日から施行する。